

令和8年度

農業振興等に関する要望書

令和 8 年 1 月 9 日

足寄町農業委員会

令和8年度農業振興等に関する要望

足寄町は、十勝中央部の肥沃な平野に恵まれた地域と違い、利別川、美里別川、足寄川の3河川流域に沿って帯状に開拓された狭隘な農地で、土地の生産性も低い山麓丘陵地帯の典型的な中山間地域です。

気候は、山麓特有の気象現象と十勝内陸性の気象現象を有し、寒暖の差が著しい地域です。

このような厳しい地理的気象条件のもと、畑作、酪農、肉用牛を基幹とした専業または複合経営が主体で、土地利用型農業が行われています。

畑作では、小麦・豆類・甜菜・馬鈴薯の主要4品を基本に、蔬菜・緑肥等を取り入れ、耕畜連携による堆肥の導入、環境へ配慮した減農薬・減化学肥料を実践した作物生産と環境保全型農業に取り組んでいます。

畜産では、「土づくり」「草づくり」を基本とし、良質粗飼料の確保と給与に努め、特に、酪農では、緩傾斜の草地や林地等の自然環境・飼養環境を生かし、低コスト化を目指した集約型放牧方式を導入する新規就農者の誘致を積極的に取り組んでいます。

一方、ロシアのウクライナ侵攻、また中東情勢の混迷などを発端としたエネルギー問題、食料問題、さらに物価高騰などにより、世界経済の不安定感がますます高まっています。

このような中、農業を取り巻く環境においても、円安傾向が続き、肥料や飼料など生産資材価格の高騰による経費増加は農業者の経営環境を著しく圧迫しています。

今般、足寄町農業委員会では、苦境に立つ農業情勢を踏まえ、農業者が抱える課題の中から令和8年度農業振興等に関する要望を取りまとめたところです。

町に対する「農業施策等の要望」事項につきまして、地域農業が持続的に発展できるよう各関係団体とも連携を図りながら、万全な対応をお願いします。

町に対する農業施策等の要望

1. 農業委員の報酬の引き上げ

農業経営者の減少や高齢化、昨今の農業情勢の不安定化に伴い、農地の権利移動が増加する傾向にあり、各地区での農業委員の役割が重視され、その活動日数が増している。

安倍政権や岸田政権は国を挙げて、各業界や団体などに賃上げの要請を行っており、厚生労働省も最低賃金の引上げに努めている。

つきましては、農業委員の報酬は、数十年、見直しがされていないことを鑑み、早急に、農業委員の報酬の引き上げを要望する。

2. 有害鳥獣被害防止対策の強化

エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、タヌキに加え、ハトやカラス等を介した農業生産物被害があとをたたず、特に、エゾシカによる被害が突出している。また、昨今、家畜伝染病拡大の恐れも懸念される。

国等の補助事業を活用し、全町の農地を広域的に囲う鹿柵を設置してきましたが、現在、個々の農地を囲わないと被害が防止できない状況となっている。

つきましては、農業者が個々の農地を鹿柵で囲うための資材購入などについて、その費用の支援を要望する。

さらに、将来の安定した捕獲体制を維持するため、ハンターが意欲を持って駆除活動が行えるよう、鳥獣被害防止対策のための予算増額を要望する。

3. 酪農・畜産・畑作対策の推進

足寄町は酪農・畜産・畑作振興を図るため、産業クラスター事業を積極的に活用し、搾乳ロボット導入、畜舎建設、作業機械購入など、搾乳牛や繁殖牛の増頭に取り組んでおり、家畜糞尿処理の衛生管理面を考慮した営農を目指せるような事業への支援を要望する。

家畜伝染病の防止に向け、各関係機関や団体と連携を密にし、防疫に関する情報共有や自衛防疫体制の強化を図るよう要望する。

酪農ヘルパー事業は、搾乳や給餌など、酪農家の労働環境を改善し、突発的な出来事への代替支援として重要な役割を担っている。

これまで、施設型酪農による経営規模拡大により慢性的な労働力不足が続いていることから、公務員などの副業の柔軟な運用や外国人労働者の積極的な受入れなど、酪農ヘルパー事業の安定的な運用を行いつつ、総合的かつ長期的な支援を要望する。

国をはじめとした新規就農対策支援が充実し、足寄町では24名の方々が新規就農しましたが、ほとんどが集約的放牧酪農となっている。

一方、経営者の高齢化が著しい畑作経営での新規就農による経営継承は進展しておらず、後継者のUターンによる事業継承に期待するところです。

現在のところ、農業後継者の支援として、いきいき農業夢資金200万円しかなく、Uターンして農業経営を継承したくなるような後継者の支援施策を要望する。

4. 農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務と、足寄町事務委任規則第2条に規定する町からの委任事項を執行する地方自治法第180条の5第3項の規定に基づく、独立した行政委員会です。

主に、農地法に基づく許認可事務、農業担い手への農用地利用集積、農家(農地)台帳の整備、農業者年金事務など、これらの事務の円滑な実施の確保を図るため、引き続き予算の確保を要望する。

農業後継者の結婚対策は、農業担い手を確保し、安定的な農業を當む上で重要な取り組みです。

平成21年度、農業後継者パートナー対策委員会を設置し、町から農業委員会へ引き継がれ、農業後継者の高齢化や減少などから、次第に、婚活イベントへの参加者が減りつづけ、近隣3町や十勝での合同開催による取り組みでも、参加者が少ない状況が続いています。

昨今、人口減少問題や少子高齢化問題の解決策の一端として、市町村が積極的に婚活に取り組んでいます。今や、農業後継者のみな

らず、職業に関係なく、結婚に消極的な若者が増えている状況にあるため、職業を超えて、各関係機関と連携のもと、足寄町が婚活事業を実施するよう要望する。

事務局体制について、事務局職員が農業委員会業務で個々の農業者の実情を理解し、農地法、農業経営基盤強化促進法、登記法、租税特別措置法、農業者年金制度や農地一括生前贈与制度など複雑に絡み合う各種制度に精通している必要があります。

つきましては、事務局職員の人事異動を検討されている際は、必ず、会長と事前調整し、事務局長の専任、職員の長期化や経験者の配置を要望する。

以 上

令和 8年 1月 9日

足寄町長 渡辺 俊一 様

足寄町農業委員会
会長 松 田 博 幸